

改正後

個⑥106 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）【表面】

【平成 年分】
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）

譲渡者	住所	氏名	電話番号		
関与者	住所	氏名	電話番号		
税理士	住所	氏名	電話番号		
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称		
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	年 月 日			
	求償権の行使に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ① 円	
	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額 ② 円	①のうち既に支払を受けた金額 円		
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先	住所又は所在地	(職業)	(職業)	(職業)
	氏名又は名称				
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡価額の総額	円	円	円	円	
譲渡所得（山林所得）のうちのみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	③ 円	譲渡所得 ④ 円	総合課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相当する金額。赤字のときは0)	⑤ 円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	④ 円	所得税法第64条第2項適用前の金額	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (⑤の金額)	⑥ 円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑪に相当する金額)	⑤ 円	山林所得	分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0)	⑦ 円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	⑥ 円	退職所得	分離課税の先物取引に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (②の金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0)	⑧ 円
	小計 (④+⑤+⑥。赤字のときは0)	⑦ 円	小計	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額。赤字のときは0)	⑨ 円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑧ 円	分離課税	合 計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	⑩ 円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑨ 円	株式等	山林所得金額 (⑥の金額。赤字のときは0)	⑪ 円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑩ 円	配当所得	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 (③・④・⑤のうち低い金額又は ③・④・⑤のうち低い金額)	⑫ 円
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑪ 円	雑所得等		
	合 計 (⑦+⑧+⑩+⑪+⑫)	⑬ 円	合 計		
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑤」の金額は、申告書B第一表の「⑨+(③+④)×ま」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑫」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑬×××円」と二段書きしてください。
(資6-12-A 4統一)
(平成25年分以降用)

改正前

個⑥106 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）【表面】

【平成 年分】
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）

譲渡者	住所	氏名	電話番号		
関与者	住所	氏名	電話番号		
税理士	住所	氏名	電話番号		
保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地	氏名又は名称		
	債権者	住所又は所在地	氏名又は名称		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	年 月 日			
	求償権の行使に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ① 円	
	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額 ② 円	①のうち既に支払を受けた金額 円		
保証債務を履行するための譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先	住所又は所在地	(職業)	(職業)	(職業)
	氏名又は名称				
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
譲渡価額の総額	円	円	円	円	
譲渡所得（山林所得）のうちのみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	③ 円	譲渡所得 ④ 円	総合課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相当する金額。赤字のときは0)	⑤ 円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	④ 円	所得税法第64条第2項適用前の金額	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (⑤の金額)	⑥ 円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑪に相当する金額)	⑤ 円	山林所得	分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0)	⑦ 円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	⑥ 円	退職所得	分離課税の先物取引に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (②の金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0)	⑧ 円
	小計 (④+⑤+⑥。赤字のときは0)	⑦ 円	小計	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額。赤字のときは0)	⑨ 円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑧ 円	分離課税	合 計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	⑩ 円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑨ 円	株式等	山林所得金額 (⑥の金額。赤字のときは0)	⑪ 円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑩ 円	配当所得	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 (③・④・⑤のうち低い金額又は ③・④・⑤のうち低い金額)	⑫ 円
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑪ 円	雑所得等		
	合 計 (⑦+⑧+⑩+⑪+⑫)	⑬ 円	合 計		
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑤」の金額は、申告書B第一表の「⑨+(③+④)×ま」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑫」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑬×××円」と二段書きしてください。
(資6-12-A 4統一)
(平成25年分以降用)

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）